

## バミューダの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

バミューダ（英語では「Bermuda」）は、英国海外領土（British Overseas Territory）の一つであり、北大西洋の西部に浮かぶ約 150 の島・珊瑚礁・岩礁からなる。米国東海岸のノースカロライナ州ハッテラス岬の東方沖約 1,000 キロメートルの彼方にある。

日本人の多くにとって、「バミューダ」と言えば、「魔の三角海域」として恐れられた「バミューダ・トライアングル」（バミューダ、米国のフロリダ半島の先端、及びプエルト・リコを直線で結んだ三角形で囲まれた海域）を連想するであろう。バミューダ・トライアングルでは、船や飛行機が忽然と姿を消し、捜索しても船体・機体の残骸や乗組員を全く発見できないという原因不明の遭難事件が多く発生しているという伝説が世界中に広まった。しかし、この伝説は、大部分が「作り話」や「事実の誤認・歪曲・誇張」であることが後に明らかになった<sup>2</sup>。

バミューダの面積は約 54 平方キロメートルで、東京都の足立区と同程度の大きさである。首都はハミルトン（Hamilton）であり、公用語は英語及びポルトガル語である。通貨はバミューダ・ドルであり、これは米ドルと等価で固定されている。人口は約 7 万人であり、黒人が多数を占め、黒人と白人の混血であるムラート及び白人は少数派である。宗教については、プロテスタントが多数を占める。

「バミューダ」という名称は、16 世紀初めにヨーロッパ人として初めて上陸したとされるスペイン人探検家のベルムデスに由来する。その後もバミューダは無人島のままとなっていたが、1609 年に英国人 130 人を乗せた船が難破してバミューダに漂着したことを契機に、英国人の入植が始まった。1684 年に正式に英国の植民地となったバミューダは、塩の採取や造船で栄えたほか、海軍基地が設置されたことで重要性を増した。欧州と米州の間にあるバミューダは、軍事上、重要な位置にあった。実際、18 世紀の米国独立戦争時には、植民地に対し火薬を販売して利益を上げ、1812 年の米英戦争時には、英国海軍の前線基地となり、また、1860 年代の米国南北戦争時には、南軍の密輸基地となった。1920 年から米国で禁酒法が施行された後には、酒を買い求める米国人観光客がバミューダに押し寄せた。第二次世界大戦中は、「米国が、50 隻の駆逐艦と引き換えに、バミューダの軍事基地

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）116 頁。

を 99 年間租借する」という交換協定が米英間で締結された。1968 年には、バミューダで自治権拡大運動が広がり、憲法が制定された。1995 年には、独立の是非を問う国民投票が行われたが、否決され、英国の海外領土としてとどまることになった<sup>3</sup>。

バミューダは、観光業が盛んであるほか、従前から、「タックスヘイブン」（租税回避地）<sup>4</sup>、「オフショア金融センター」として知られ、英国ロンドンのシティを中心とするタックスヘイブン・ネットワークの中でも主要なものの一つである。2017 年 11 月、バミューダ等に拠点を置く法律事務所「Appleby」から大量の内部秘密資料（「パラダイス文書」）が流出し、国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）により、脱税、マネー・ローンダリング（資金洗浄）の温床といわれるタックス・ヘイブン（租税回避地）の利用実態が暴露されるという事件が起こった。なお、バミューダは、欧州連合（EU）や経済協力開発機構（OECD）との間の情報共有体制に合意しており、多くの国との間で税に関する情報交換の二国間合意を締結している。

バミューダの一人あたり国内総生産（GDP）は世界第 6 位となっている。バミューダには 700 社を超える保険会社が設立されており、ニューヨーク及びロンドンに次ぐ世界第 3 位の保険・再保険センターとなっている<sup>5</sup>。

ところで、英国は、2019 年 9 月現在、まだ EU に加盟しているが、バミューダは、「EU 域外の国家及び領土」（Overseas Country and Territories of the EU (OCTs)）という位置付けとなっており、EU 法はバミューダには直接には適用されない<sup>6</sup>。しかし、2019 年 7 月 24 日に第 77 代英国首相に就任したボリス・ジョンソン氏は、欧州連合（EU）を離脱する意向を表明している。このいわゆる「ブレグジット」（Brexit）の際、バミューダを含む英国海外領土が、EU との関係でどのような取扱いを受けるのか、何ら影響を受けることは無いのか等については、まだ明確とはなっておらず、予断を許さないところである。

## II 憲法

バミューダ憲法は、英国政府の枢密院が定める「1968 年バミューダ憲法命令」（Bermuda Constitution Order 1968）という形で制定されている。1968 年バミューダ憲法は、1968

<sup>3</sup> 前掲『エピソードで読む 世界の国 243』116 頁。

<sup>4</sup> 2010 年 8 月 1 日、日本とバミューダとの間で、「脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定」が発効した。これは、日本にとって、タックス・ヘイブンとされる国・地域との間における初の情報交換協定であった（高藤奈央子著「タックス・ヘイブンを利用した脱税及び租税回避行為への対策」（『立法と調査 No.308』（参議院常任委員会調査室、2010 年）所収）16 頁）。

<sup>5</sup> <http://taxsummaries.pwc.com/ID/Bermuda-Overview>

<sup>6</sup>

<https://www.harneys.com/insights/brexit-and-the-overseas-territories-the-cayman-islands/>

年 2 月 21 日に施行された。

全 108 条からなるバミューダ憲法の体系は、表 1 のとおりである<sup>7</sup>。

表 1 : バミューダ憲法の体系

第 1 章 個人の基本的権利 及び自由の保護		第 1 条～第 16 条
第 2 章 総督		第 17 条～第 25 条
第 3 章 立法府	構成	第 26 条～第 33 条
	権限及び手続	第 34 条～第 51 条
	選挙区及び参政権	第 52 条～第 55 条
第 4 章 行政府		第 56 条～第 72 条
第 5 章 司法府	高級裁判所	第 73 条～第 76 条
	控訴裁判所	第 77 条～第 80 条
第 6 章 公共サービス	総則	第 81 条～第 84 条
	特定の役職	第 85 条～第 90 条
	年金	第 91 条～第 93 条
第 6A 章 オンブズマン		第 93A 条～第 93B 条
第 7 章 財政		第 94 条～第 101 条
第 8 章 雑則		第 102 条～第 108 条

## 1 統治機構

### (1) 総督及び行政府

バミューダの君主は英国女王である。バミューダの行政権は、英国女王に帰属する。英国政府が選任し英国女王が任命したバミューダの総督 (Governor) は、バミューダにおける英国女王の代理人として、その職権を行使する。総督は、軍の最高指揮権者であり、外交関係の処理、防衛、治安維持につき責任を負う。総督は、恩赦の付与等の権限を有する。また、総督は、首相の助言に基づき、いつでも議会を解散することができる。

副総督は、総督により任命され、総督の職務を補佐し、総督が欠けた場合に総督の職務を代行する。

下院の多数派政党の党首は、総督の求めにより、6 名以上の閣僚 (Minister) を任命して、内閣 (Cabinet) を組織する。内閣は、政策の最終決定を行い、政府を管理し、各機関と協力する職責を有し、議会に対して責任を負う。下院の野党第一党の党首は、影の内閣 (Shadow Cabinet) を組織する。

<sup>7</sup> バミューダ憲法は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.bermulaws.bm/laws/Consolidated%20Laws/Bermuda%20Constitution%20Order%201968.pdf>

## (2) 立法府

バミューダの立法府にあたるのは、英国女王（その代理人である総督）及び議会（Parliament of Bermuda）である。バミューダの議会は二院制であり、上院と下院からなる。上院議員の定数は11名であり、総督が3名、首相が5名、野党党首が3名を指名する。下院議員の定数は36名であり、36の選挙区から小選挙区制選挙により選出される。下院議員の任期は、5年である。

議会は、法律を制定、改正又は廃止する等の権限を有する。議会における決議は、原則として、過半数決議による。法律案は、まず下院で3回の審議が行われて採択され、次に上院に送られ審議が行われて採択される。その後、首相及び法務長官の審査を経て、総督の同意、公報での施行日の告知が行われる。

## (3) 司法府

バミューダにおける全ての裁判の終審裁判権を有するのは、英国ロンドンに所在する英国の枢密院司法委員会（Judicial Committee of the Privy Council）である。

枢密院司法委員会の下に位置付けられる裁判所として、バミューダのハミルトンに控訴裁判所（Court of Appeal）があり、これはバミューダ内における最高司法機関と位置付けられる。控訴裁判所では、1年間に、3回の開廷期間（1回の開廷期間は3週間）がある。

控訴裁判所の下に位置付けられる裁判所として、高級裁判所（Supreme Court）があり、民事事件及び刑事事件のほか、海事事件、家事事件及び金融サービス事件を含む様々な事件一般を管轄する。高級裁判所における刑事事件は、裁判官と陪審員により審理が行われる。

さらに、高級裁判所の下に位置付けられる裁判所として、治安判事裁判所（Magistrates' Court）があり、少額民事事件、家事事件及び刑事事件等を管轄する。治安判事裁判所では、陪審員無しで、裁判官1名が審理を行う。

## 2 人権

人権については、バミューダ憲法の「第1章 個人の基本的権利及び自由」に詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、バミューダ憲法においても、同様に保障されているといえる。但し、バミューダ憲法の人権規定は、バミューダ人へのみ適用され、外国人及び無国籍者には適用されない（例えば、人種・出身地・政治的意見・肌の色・宗教的信条・性別・等による差別を禁止する平等条項（1条）は、外国人及び無国籍者には適用されない）と考えられている点には注意を要する<sup>8</sup>。

バミューダ憲法の特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①緊急事態における人権の制限について、極めて詳細かつ具体的に明文で規定されている

<sup>8</sup> <http://www.bermuda-online.org/legal.htm>

(14条)。

②人権保護請求について、明文で規定されている(15条)。人権保護請求とは、不法に憲法に規定された人権を侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者(その者が拘禁されている場合に限られない)が、高級裁判所に対し、その救済を求めて保護請求を行うことである。

③オンブズマン制度が採用されている(93A条及び93B条)。総督は、(野党党首の意見を聴取した)首相との協議に基づき、オンブズマンを任命する。

### 3 法令及び判決例

バミューダの法制度は、英国のコモン・ロー、エクイティ、1612年7月11日時点で有効であった英国議会の制定法、英国議会の制定法でバミューダに適用されるとされたもの、バミューダ議会の制定法、バミューダの裁判所の判例等により構成される。また、英国、香港、オーストラリア及びその他のコモンウェルス地域における判例は、事実上、バミューダの裁判所における訴訟において、裁判官により参照される<sup>9</sup>。

バミューダは、約400年にわたり英国の支配下にあり、英国法の影響を強く受けてきたが、相違点もある。例えば、バミューダの財産権法についてみると、英国の1925年財産権法を採択しておらず、より古いコモン・ローに従っている。バミューダの民事訴訟法については、英国の民事訴訟規則によらず、バミューダ高級裁判所規則を有している。バミューダ法は、人権及び労働等の分野では、カナダ法の影響を受けている<sup>10</sup>。

バミューダには自治権が認められているため、バミューダ議会は、外交、防衛及び治安を除き、英国とは異なる法令を独自に制定することが可能である。実際には、バミューダ議会が多くの法令を制定しており、それら法令の多くは、英国、カナダ、オーストラリア等のコモンウェルス諸国の法令をモデルとしている。バミューダの法令は、バミューダ政府の管理するウェブサイト<sup>11</sup>において、英語で検索・調査することができる。

このように、バミューダの法制度が歴史的に英国及び他のコモンウェルス諸国の法制度の影響を強く受けてきたことは、公用語が英語であること、会社設立等に関するサービスのインフラが整っていること、及びバミューダは政治的・社会的に安定していること等とあいまって、バミューダがオフショア金融センターとしての地位を確立することに貢献してきたといえる。

## III 民法

バミューダの民法分野の法制度(例えば、契約法、不法行為法等)は、基本的に、英国

<sup>9</sup> [https://www.bermuda-attractions.com/bermuda2\\_0000d6.htm](https://www.bermuda-attractions.com/bermuda2_0000d6.htm)

<sup>10</sup> <https://www.nyulawglobal.org/globalex/Bermuda1.html>

<sup>11</sup> <http://www.bermudalaws.bm/SitePages/Home.aspx>

の古いコモン・ローに依拠している（例えば、バミューダは、英国の1925年財産権法を採択しておらず、より古いコモン・ローに従っている）。バミューダには、ドイツやフランスにおけるような統一された「民法典」はないが、個別の分野ごとにバミューダ議会により制定された法律がある。

バミューダでは、不動産譲渡は登記されない。バミューダの不動産は、原則として、法人による所有が認められていないが、例外として、許可を得た場合や信託会社及びコンドミニアム管理会社による所有は認められる。また、バミューダの不動産は、原則として、外国人による所有及び外国人のための信託が認められていないが、許可を得た場合は例外として認められる。但し、外国人による不動産所有は、高級地の5%までに制限されている。また、外国人は、外国人からしか、不動産を購入することができない<sup>12</sup>。

英国で発達した信託法制度は、英国海外領土にも広く浸透しており、バミューダにおいても同様である。とくにバミューダのようなオフショア金融センターでは、信託を利用した新しい節税スキームが開発されてきた<sup>13</sup>。バミューダでは、信託の受託者は、ライセンスを有しなければならない。ライセンスは、通常、信託会社に付与される。多くの海外資産を保有する会社が、税制上のメリットを受けるために、バミューダに信託会社を設立している。

バミューダでは、懲罰賠償は認められていない<sup>14</sup>。

#### IV 会社法

バミューダでは、商事法分野の法制度（例えば、会社法、パートナーシップ法、保険法等）が比較的発達しているといわれている。バミューダは、とくに保険・再保険の分野が発達しており、税制上のメリット及び規制の柔軟性を利用することを目的として、多くのキャプティブ保険会社が設立されている。

バミューダにおいて設立できるビジネス拠点としては、大きく分けて、①「Limited Company」、②「Partnership」、③「Limited Liability Company」(LLC) 等がある。これらのうち、財務大臣の承認を得る必要がないものは、申請受理日の翌日に設立が認められる。財務大臣の承認を得る必要があるものは、申請に必要な全ての情報及び声明書が受理された後、1週間以内に設立が認められる<sup>15</sup>。

①の「Limited Company」は、1981年会社法に基づき、会社の財産と出資者の財産が区別される。「Limited Company」には、「Local Company」及び「Exempted Company」の2種類がある。「Local Company」は、バミューダ人が60%以上の持分を所有しなければならない

<sup>12</sup> [https://www.bermuda-attractions.com/bermuda2\\_0000d6.htm](https://www.bermuda-attractions.com/bermuda2_0000d6.htm)

<sup>13</sup> 島田真琴著「イギリスにおける信託制度の機能と活用」(『慶應法学 No.7』(慶應義塾大学大学院法務研究科、2007年) 所収) 236頁。

<sup>14</sup> <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/litigation-2019/bermuda>

<sup>15</sup> <https://www.gov.bm/setting-business-bermuda>

らない会社であり、バミューダ内において取引を行うことが認められる。「Exempted Company」は、外国人が持分を所有する会社である。「Exempted Company」は、バミューダにおいて取引を行うことができないが、国際的な会社又はオフショア会社として、バミューダ内において物理的に存在し、スタッフを雇用することができる<sup>16</sup>。

②の「Partnership」は、1902年パートナーシップ法、1883年リミテッド・パートナーシップ法、1992年免税パートナーシップ法、1995年海外パートナーシップ法に基づくものであり、「Local Partnership」と「Exempted Partnership」の区別、並びに、「General Partnership」と「Limited Partnership」の区別がある。「Local Partnership」は、バミューダ人の出資者のみで組成されるものであり、バミューダ内外において取引を行うことが認められる。「Exempted Partnership」は、出資者の中にバミューダ人でない者が含まれているものであり、バミューダ内からバミューダ外との取引を行うことが認められる。

③の「Limited Liability Company」(LLC)は、2016年LLC法に基づくものであり、「Local LLC」と「Exempted LLC」の2種類がある。「Local LLC」は、バミューダ人が60%以上の持分を所有しなければならないLLCであり、バミューダ内において取引を行うことが認められる。「Exempted LLC」は、外国人が持分を所有するLLCである。「Exempted LLC」は、バミューダにおいて取引を行うことができないが、国際的な会社又はオフショア会社として、バミューダ内において物理的に存在し、スタッフを雇用することができる<sup>17</sup>。バミューダの2016年LLC法は、米国のデラウェア州のLLC法をモデルとして制定されたものである。バミューダのLLCは、「Limited Company」と「Partnership」の中間的な性質を有しており、出資者間での利益分配の時期・金額及び機関設計の自由度が高いこと、並びに、会社と出資者の責任が明確に区別されていること等のメリットを有する。

バミューダでオフショアビジネスを行なおうとする外国企業は、前述①乃至③のほかに、ファンド、信託又は「Permit Company」(外国で設立された会社が、バミューダ財務大臣の承認を得て、バミューダにおける拠点において事業を行うもの)等を利用することもできる。

バミューダでの会社設立にあたっては、「Registrar of Companies」(ROC)に登録しなければならない。

## V 民事訴訟法

民事訴訟の第一審を管轄するのは、①訴額が25,000バミューダ・ドル以下の場合、治安判事裁判所(Magistrates' Court)、②訴額が25,000バミューダ・ドル超の場合、高級裁判所(Supreme Court)である。治安判事裁判所及び高級裁判所では、原則として、1名

<sup>16</sup> [https://www.bermuda-attractions.com/bermuda2\\_0000d6.htm](https://www.bermuda-attractions.com/bermuda2_0000d6.htm)

<sup>17</sup> <https://www.gov.bm/setting-business-bermuda>

の裁判官が審理を行う<sup>18</sup>。治安判事裁判所における民事訴訟の第一審判決を不服とする当事者は、高級裁判所に上訴することができる。

バミューダの高級裁判所には、2006年1月に、商事事件を管轄する商事裁判所が設置された<sup>19</sup>。ここにいう「商事事件」とは、貿易・商業取引から生じた紛争であり、ビジネス契約や会社法、パートナーシップ、倒産、信託、海上・航空運送、石油・ガス開発、保険・再保険、銀行・金融サービス等に関するものを含む。商事裁判所では、商事事件について専門的な知識と経験を有する1名の裁判官により事実及び法律の審理が行われる<sup>20</sup>。

高級裁判所における民事訴訟事件の判決を不服とする当事者は、控訴裁判所に上訴することができる。控訴裁判所（Court of Appeal）では、1年間に、3回の開廷期間（1回の開廷期間は3週間）がある。

訴訟時効は、紛争事件の類型に応じて異なり、不法行為紛争の場合は不法行為時から6年、契約紛争の場合は原因行為時から6年、仲裁裁決の執行の場合は20年、土地返還紛争の場合は権利発生時から6年、信託違反の場合は6年、詐欺的な信託違反の場合は期限なしとされている<sup>21</sup>。

バミューダにおける民事訴訟は、当事者主義を基本としており、一般に裁判官は受動的な役割を有するにすぎない。バミューダの民事訴訟では、原則として、陪審審理は行われていない（例外として、詐欺、名誉棄損、悪意による訴追、不法監禁等の事件で、陪審審理を行うことは可能とされている）<sup>22</sup>。

バミューダにおける民事紛争の当事者は、バミューダの裁判所への訴訟提起のほか、調停や仲裁等の裁判外紛争解決手段（Alternative Dispute Resolution (ADR)）を採ることもできる。国際仲裁に関する法律としては、UNCITRAL モデル法に基づく「1993年バミューダ国際調停及び仲裁法」がある。バミューダは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟している。バミューダには、1986年仲裁法もあるが、これは主に国内仲裁に適用されるものである。バミューダにおける仲裁機関としては、「The Chartered Institute of Arbitrators」のバミューダ支部がある<sup>23</sup>。

バミューダには弁護士が約300名いる。なお、バミューダの弁護士制度では、英国のバ

18

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=af40432e-9c90-4ae5-b5e6-62a330908684>

19 <http://www.bvi.gov.vg/supreme-court-high-court>

20

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=af40432e-9c90-4ae5-b5e6-62a330908684>

21

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=af40432e-9c90-4ae5-b5e6-62a330908684>

22 <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/litigation-2019/bermuda>

23 <https://www.ciarb.org/our-network/americas/bermuda/>



リスターとソリシターのような区別はない<sup>24</sup>。

## VI 刑事法

バミューダにおける犯罪発生率は、米国と比べてはるかに低く、犯罪のほとんどは軽微なものである。

刑事訴訟事件の第一審は、高級裁判所又は治安判事裁判所で行われる。重大犯罪及び正式起訴にかかる事件（例えば、殺人罪、強盗罪、マネー・ローンダリング犯罪）は、高級裁判所が管轄する。しかし、大部分の刑事訴訟事件の第一審は、治安判事裁判所で審理が行われる。

「オフショア金融センター」であるバミューダにおいて、マネー・ローンダリング対策は極めて重要である。バミューダにおけるマネー・ローンダリング対策のための重要な法令は、1997年の「犯罪行為収益法」(Proceeds of Criminal Conduct Act)である。同法は、財務大臣に、国家マネー・ローンダリング防止委員会と事前に協議したうえで、マネー・ローンダリングの調査・防止のための規則を制定する権限を付与している。「犯罪行為収益法」に関連して、「Proceeds of Crime Regulations (Supervision and Enforcement)」が制定・施行されている。これらの法令により、バミューダの法規制は、OECDの「Financial Action Task Force」(FATF)のマネー・ローンダリングに関する勧告に適合することとなった<sup>25</sup>。

2017年9月1日に施行された「2016年賄賂法」は、英国の「2010年賄賂法」を参考としつつ、さまざまな法令に存在した規定を一つの法律に統合したものである。「2016年賄賂法」に違反した個人は15年以下の懲役及び／又は上限無しの罰金、また、法人は上限無しの罰金を科される可能性がある<sup>26</sup>。

## VII 参考資料

以上、バミューダ法の概要を簡単に紹介してきたが、バミューダ法については、日本語の文献・論文等は少ないものの、英語による情報源及び文献・論文等は比較的多くある（とくに、「タックスヘイブン」、「オフショア金融センター」等に関連するもの）。バミューダ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Finding the Law in Bermuda」<sup>27</sup>等が参考になる。

バミューダ法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となる。

<sup>24</sup> [https://www.bermuda-attractions.com/bermuda2\\_0000d6.htm](https://www.bermuda-attractions.com/bermuda2_0000d6.htm)

<sup>25</sup> Giles Clarke 編『Offshore Service』(Tolley) 所収の「BERMUDA」13～14頁。

<sup>26</sup> <http://www.bermuda-online.org/legal.htm>

<sup>27</sup> <https://www.nyulawglobal.org/globalex/Bermuda1.html>

2016年4月のパナマ文書公開及び2017年11月のパラダイス文書公開以降、タックスヘイブンに対する世界の目はますます厳しくなっている。バミューダは、OECDを始めとする国際機関等と連携しつつ、国際基準に合わせ、必要な対策を採っていくものと思われる。今後も、バミューダの法令及び政策の動向について、注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.10』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第30回 バミューダ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。